



岩井美保子議員

収入未済額と不納欠損額

残念ながら未済額に

問 町税、国民健康保険税、下水道使用料、水道使用料の収入未済額の合計は3億2、256万円である。

- (1) 収入確保のために適切な処置が講じられたか。
- (2) 収入未済が生じた原因及びその処理に不適切なところはなかったか。
- (3) 不納欠損の生じた原因及びその処理に不適切なところはなかったか。
- (4) 不納欠損について町長は慎重であったと記憶しているが今回まとめて出された意図は。

答

(山口町長)

(1) 本庁、支所で担当課が職員一丸となって督促、電話催告、臨戸訪問、あるいは法的手段等により徴収に取り組んだが、残

念ながら収入未済額が生じた。又、現年度分、滞納繰越分ともそれぞれの徴収率はアップしたものの滞納繰越分の徴収率が低い

ため全体としての滞納額が増加した。しかしながら、公平な徴収は、徴収事務の基本なので今後とも、収入未済額の縮減に努める。

(3) 税の不納欠損については、地方税法第17条の5による滞納処分

の執行停止及び第18条による消滅時効に基づく債権の消滅によるものである。又、水道使用料金並びに公共水道使用料の不納欠損については、漏水による過年度減額分

で、いずれも町財務規則の規定により執行している。

不納欠損処分については納税者の皆さんに不公平感が生じないように、安易な債権の放棄に至らな

いよう十分留意し、職員一丸となり滞納の整理に努める。

(4) 今回まとめて不納欠損したとは理解していない。

平成18年度不納欠損の状況 (単位:円)

不納欠損をした項目		不納欠損額
町 税	町 民 税	370,213
	固定資産税	2,705,884
	軽自動車税	56,400
国民健康保険税	国民健康保険税	2,950,615
公共下水道事業	使用料	672,051
水道事業	使用料	892,920
	合 計	7,648,083

学校給食調理の業務委託

業務委託も協議中

問 9月7日の教育委員会を傍聴した。

協議第2号の給食のあり方については、執行部からの説明のみ行われ、時間となり協議はみおくられたが内容は調理業務職員の定数確保が難しく、来年に向けての運営に支障をきたすような状況にあるので調理業務委託を視野に入れての考え方を示された。

(1) 名和小学校の給食による食中毒事件から調理業務職員が負担に思っていないか。

- (2) 業務委託を取り入れている日南町と南部町の運営方法は大山町でも取り組むことができるのか。
- (3) メリットはあるのか、デメリットはどうか。

答

(山田教育長)

(1) 教育委員会をはじめ給食関係者はこの事件を教訓に、さらに県内のノロウイルスによる食中毒事件の発生状況を踏まえ二度とこうした事態が起きないよう細心の注意を払っているところである。

はじめ、職員の健康管理に至るまで、「自分の施設から絶対に食中毒は出さない」という強い思いで日常勤務をしている。

(2) 学校給食調理員が二期に産休取得見込みとなり、その場合の対応策の検討が必要である。南部町の学校給食センターの運営状況を担当者が視察してきたが事務局内で協議を重ねているがまだ報告出来る段階ではない。

(3) 管理、食材の地産地消など多様な場面を想定して事務局案を作成中であり、報告する状況にない。



学校給食センター